

2009年7月29日

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤）
体細胞クローン担当 様

「体細胞クローン家畜等の取扱いについて」の通知案についての意見

日本生活協同組合連合会

「体細胞クローン家畜等の取扱いについて（案）」について、下記の意見・要望を提出します。

記

1. 体細胞クローン技術について、引き続き知見を収集、蓄積してください

体細胞クローンは歴史の浅い技術であることから、慎重なる姿勢で、調査・研究を継続し、知見を収集・蓄積してください。また、その情報については、適宜公開してください。

2. 生産物の管理を徹底してください

体細胞クローン家畜および後代家畜に由来する生産物（肉、生乳等）が、研究機関外に流出することのないよう、管理を徹底してください。

3. 総合的な情報提供とコミュニケーションの実施に努めてください

食品安全委員会の安全性評価に関する報道によって、体細胞クローン技術が脚光を浴びましたが、その目的、必要性、メリット等に疑問を感じている消費者が多いと思われます。消費者の理解促進のためには、クローン技術の目的や必要性、メリット、研究成果、さらに、国際的動向、商業生産へ向けての可能性、動物福祉、倫理の問題等について、総合的に情報提供することが重要と考えます。また、畜産物の安全性を考える上で、従来繁殖技術によるものとの同等性を理解するためには、繁殖技術や育種、畜産の現状といった基本的な情報を知ることも不可欠と考えます。

今後、体細胞クローンについては、これらの点について総合的な情報提供を要望します。また、新設される消費者庁を含めて、各府省庁が協力してコミュニケーションをおこない、日本政府としての包括的な見解や考え方を示してください。

4. 消費者の選択に資する表示について検討をすすめてください

当面は体細胞クローン家畜に由来する食品が流通することはないとのことですが、今後流通することも想定して、表示については積極的な検討を要望します。

安全性に関する不安以外にも、動物福祉、倫理等の問題に関する懸念から、体細胞クローン家畜に由来する食品を避けたい消費者もいると思われます。従来繁殖技術によるものと区別する方法がないことも承知しますが、国産牛におけるトレーサビリティ制度の活用等、可能な範囲での表示の検討をすすめてください。

以上